

耐震診断の結果の報告書の提出図書等一覧表（避難路沿道建築物）

法：建築物の耐震改修の促進に関する法律

省令：建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則

- 耐震診断の結果の報告書（省令別記第一号様式）
 - 耐震判定委員会(※1)が判定した耐震診断の判定書の写し(※2)
 - 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し（省令の施行日以後に耐震診断を行った場合に限る。ただし、※2①に該当する場合を除く。）
 - 委任状（代理者によって報告を行う場合に限る。）
 - 付近見取図
 - 配置図
 - 各階平面図
 - 立面図、断面図などで建物の高さが道路幅員の2分の1以上あること等が分かる図
 - 求積図（面積表）
 - 耐震診断等の概要を示す書類
 - 耐震改修工事が完了したことが分かる書類（耐震改修工事が完了しているものに限る。） [ex. 工事監理報告書や工事契約書・領収書の写しなど]
- ・上記図書等以外に必要なに応じて別途図書等を求めることがあります。また、上記図書における明示すべき事項については、別紙をご参照ください。

※1 耐震判定委員会とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会等をいいます。

※2 耐震診断義務化対象路線指定前（平成27年12月24日以前）に行った耐震診断において、耐震診断の判定書の交付を受けなかった場合で、耐震判定委員会が判定した耐震診断の判定書と同等の効力を有すると知事が認めるものとして、以下のものがありますので、いずれかを耐震診断の判定書の写しの代わりにご提出ください。

- ①省令第5条第1項各号いずれかに掲げる者（耐震診断実施者とは別の者に限る。）が耐震診断の内容を確認したことが分かる書類 [耐震診断又は耐震補強計画内容の確認証明書]
 - ②耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づく計画の認定を受けた認定通知書の写し
 - ③本庁と協議の結果、判定書と同等の効力を有すると認めたもの
- 上記①の場合においては、以下のものも併せて提出する必要があります。
- 省令第5条第1項各号いずれかに掲げる者であることを証する書類の写し

■耐震診断の結果の報告書に添付する図書及び明示すべき事項

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路及び目標
配置図		縮尺、方位及び道路(診断義務化対象路線)
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び報告に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の位置その他安全上適当な措置
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ
各階平面図		縮尺及び方位
		報告に係る建築物と他の建築物との別
		壁及び筋かいの位置及び種類
		通し柱及び開口部の位置
		エキスパンションジョイント等の位置
立面図、断面図などで建物の高さが道路幅員の2分の1以上あること等が分かる図	共通	縮尺
		敷地境界線
		敷地が接する道路(診断義務化対象路線)の位置、幅員
		建築物が法第5条第二号に規定する通行障害建築物の要件の有無の判断に必要な各寸法及び算式
		建築物の各部分の高さから前面道路の敷地境界線までの水平距離
	建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心より低い場合	前面道路の中心線及び路面の中心の高さ
		地盤面及び前面道路の路面の中心からの建築物の各部分の高さ
		建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心より高い場合
地盤面及び建築物の各部分の高さ		
求積図(面積表)		報告に係る建築物の各階ごとの面積及び合計
		建築年ごとの面積(報告に係る建築物が複数年に分かれて建築されている場合に限る。)
耐震診断等の概要を示す図書	共通	建物概要
	耐震診断の結果 <u>耐震性有</u>	耐震診断の方針及び方法
	もしくは <u>耐震性無で改修未実施</u> の場合	耐震診断の結果[それぞれの耐震診断の方法による構造耐震指標等及び当該構造耐震指標等に応じた安全性に関する事項]

耐震診断の結果 <u>耐震性無で改修 実施済</u> の場合	耐震補強計画の方針及び診断の方法(報告時において耐震補強計画のとおり、耐震改修工事が完了しているものに限る。)
	耐震補強計画の診断結果[それぞれの耐震診断の方法による構造耐震指標等及び当該構造耐震指標等に応じた安全性に関する事項](報告時において耐震補強計画のとおり、耐震改修工事が完了しているものに限る。)